

報道機関各社

2013年10月8日

NPO 法人トランスペアレンシー・ジャパン (TI-J)

輸出国の多くは外国公務員への贈賄を黙認している OECD 加盟国のうち法執行に熱心なのは、わずか5分の1の国だけ

<2013年10月8日 ベルリン>

主要な輸出国は、自国の多国籍企業が賄賂を使って国際市場に参入するのを食い止めるために、いっそうの取り組みをしなければならない。腐敗防止に取り組む国際 NGO トランスペアレンシー・インターナショナルは、本日、OECD 外国公務員贈賄防止条約の実施に関する報告書の中でこのように述べている。

この条約は、外国政府の公務員に対して（たとえば、契約やライセンスを獲得したり、税金や現地の法規制を回避したりするために）賄賂を贈る慣行をなくすため、40の輸出国が締結した協定である。

報告書『腐敗の輸出：OECD プロGRESS・レポート 2013』によると、その条約を受け入れた40か国のうちの30か国は、輸出がかなりの金額になるにもかかわらず、外国公務員贈賄について捜査または起訴をほとんど行っていない。

「世界の輸出額の3分の2以上を占める当該40か国は、OECD 条約の要求事項に応じて熱心に取り組めば外国公務員贈賄慣行をなくせるのだが（そうっていない）」と、トランスペアレンシー・インターナショナルの理事長、ユゲット・ラベルは述べる。

諸国が外国公務員贈賄禁止法を実施していないのには理由がある。その理由には、法執行機関の予算削減、外国公務員贈賄を捜査する特別な部署の不在、既存の抑止力を利用できていないことなどが含まれる。

諸国の政府は腐敗と闘うためにもっと多くの取り組みができる

条約のコミットメントを満たしているのはわずか8か国にすぎない。非常に多くの国が自国企業の外国公務員贈賄を取り締まらないこの状況は、1997年に締結されたこの条約の意義を危険にさらしている、とトランスペアレンシー・インターナショナルは警告する。

条約を積極的に実施している国は、グローバルな輸出国のうちの26パーセントを占めるにすぎない。グローバルな輸出国の5割を占める国が条約を実施していれば、ある程度の成功だと言えるのだが（実際には、そうっていない）。

20か国（その中には、ブラジル、日本、韓国、オランダを含むG20諸国が含まれる）は、外国公務員贈賄に関与した企業や従業員の責任を追及するためにほとんど、あるいはまったく何もしていない。過去4年間で外国公務員贈賄事件に関して刑事責任の追及をまったく行っていない国は、23か国にのぼる。

しかしながら、オーストラリア、ブラジル、カナダでは、法律改正があったほか、腐敗防止機関が再編されるなど評価できる発展が見られる。

G20 諸国に対して、腐敗と闘うことを求める

トランスペアレンシー・インターナショナルは、中国、インド、インドネシア、南アフリカ等の主要輸出国に対してもまた、OECD 条約に参加するよう呼びかけている。

「それらの諸国が、G20 のコミットメントを満たし、海外での影響力を強めつつある自国企業が（海外で）クリーンな事業展開をすることを確保することは、特に重要である」

トランスペアレンシー・インターナショナルは、腐敗との闘いをリードする市民社会組織である。

特定非営利活動法人トランスペアレンシー・ジャパン (TI-J)

〒108-0017 東京都港白金台郵便局留め

TEL: 080-7026-1672 (事務局 若林)

FAX: 03-3445-9364

E-Mail: information@ti-j.org

Website: <http://www.ti-j.org>